

国民生活審議会
第 11 回消費者政策部会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第11回消費者政策部会 議事次第

日 時 平成20年6月30日(月) 15:00~16:20

場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- 1) 消費者行政推進基本計画について
- 2) 平成20年度における消費者基本計画の検証・評価・監視について
- 3) 消費者安全に関する検討委員会について
- 4) その他

3. 閉 会

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	神 田 敏 子	前全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	前千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人 E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	前日本八ム株式会社社外取締役
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 巻 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 19 名

第 21 次国民生活審議会第 11 回消費者政策部会 出席者

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	神 田 敏 子	前全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	前千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人 E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	早 川 祥 子	前日本ハム株式会社社外取締役
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 巻 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 15 名

[事務局]

西国民生活局長、堀田大臣官房審議官（国民生活局担当）、舘内閣審議官、嶋田大臣官房参事官、川辺国民生活局消費者企画課長、原嶋国民生活局消費者安全課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、松風国民生活局総務課国民情報室長、加納国民生活局消費者団体訴訟室長、甘利国民生活局消費者行政推進室長

[説明者]

川口内閣参事官

松本部部长 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、議題が上がっていますように、まず最初に消費者行政推進基本計画について、内閣官房より説明をいただきます。その後、平成 20 年度消費者基本計画の検証・評価・監視のとりまとめ案について議論を行いたいと思います。最後に、消費者安全に関する検討委員会について事務局から御説明をいただきます。

それでは、まず「1. 消費者行政推進基本計画について」です。内閣官房より御説明をお願いいたします。

川口参事官 私、国民生活局総務課長としていつも陪席させていただいておりますが、2月から内閣官房の方へ出向しまして、併任で内閣官房の内閣参事官を兼ねておりますので、今日は内閣官房の参事官として御説明をさせていただきます。

資料でございますが「消費者行政推進会議について」という資料がございます。平成 20 年 6 月ということでございますけれども、これは御案内のように、消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織の在り方を検討するために、本年 2 月に設置されたものでございまして、それ以降、精力的に御議論いただきまして、6 月 13 日にとりまとめをいただいたところでございます。

この間、4 月 2 日には「第 4 回」というところでございますが「国民生活審議会からの報告（行政のあり方の総点検、国民生活センターのあり方）」ということで、この消費者政策部会での御検討、それから、総合企画部会での御検討を合わせ、4 月 3 日の総会でとりまとめられた意見について、その前日、消費者行政推進会議に報告されております。

これらを踏まえまして検討が進みまして、4 月 23 日に総理から、それまでの議論を踏まえましてとりまとめの方向性を示されまして、6 月 13 日に消費者行政推進会議としてのとりまとめが行われたということでございます。

3 ページに別紙 2 ということで、メンバーが示されております。当部会の松本部部长にも委員をお願いしておりますし、国民生活審議会会長である佐々木先生に消費者行政推進会議の座長をお願いしております。そのほか、何人もの方に、当国民生活審議会に関係の深い先生方が何人もお入りいただいております。

4～5 ページが、4 月 23 日に総理から示された方針でございますけれども、これに至るまでの消費者行政推進会議でのいろいろな議論を踏まえたとりまとめでございまして、4～5 ページの総理の基本的な方針を肉づけするような形で消費者行政推進会議がとりまとめられ、それから、今般、それを受けて政府部内で調整いたしまして、6 月 27 日に閣議決定をした、政府としての方針を決定したという段階でございます。

消費者行政推進会議とりまとめ自体は配付しておりませんが、委員の皆様の御議論も踏まえて、5 つのポイントというものを示しております。1 枚紙でございますが「= 消費者・生活者を大事にする行政に大転換します = 『消費者を主役とする政府の舵取り役』となる消費者庁(仮称)を来年度に創設」ということで、5 つのポイントがございます。言わば、この 1 枚の紙にエッ

センスは尽きていることですが、消費者が何でも相談でき、だれもがアクセスしやすい相談窓口の全国ネットワークを構築する。言わば、この1番に、消費者のメリットが実現するように、国、地方、双方の制度設計をしていただいたということでございます。

1番のところで、代表的窓口が24時間365日対応。

それから、消費生活センターを法的に位置づけて、国は相当の財源確保を措置する。それで、地域の現場の体制を強化する。

2番目でございますが、1番で作りました相談窓口と行政の対応を直結するということでございます。そのために、消費者に身近な問題を取り扱う法律を幅広く、新組織、消費者庁が所管し、消費者の声に責任を持って執行まで一貫した対応を行うということございまして、今まで総理が、例えば千葉県消費者センターを訪問された際にも、相談員の方から、国に相談しようとする、これはどこで聞いて、これはどこで聞いていろいろな省庁に相談しなければならず、なかなか大変である、1カ所で聞けるような仕組みになるとよいという御要望も示されたところでございますが、消費者に身近な問題を取り扱う法律については、新しい組織である消費者庁が幅広く所管することによって、相談窓口と行政の対応を直結するということでございます。

3番目でございますが、消費者行政の「司令塔」。これも消費者庁が「司令塔」として、各省庁の取組みを強力に主導する。自ら執行するだけでなく、各省庁のさまざまな消費者行政、関連行政について「司令塔」として機能するということでございます。

強力な勧告権ということで、迅速な対応を促進する。

それから、法律の移管の際、議論がいろいろ行われましたが、各省庁の専門的知見を、消費者行政につなげていくという部分がございますので、専門的知見の活用など各省庁との協力体制を構築する。

それで、緊急時において政府一体となった迅速な対応を指揮するということでございます。

それから、基本的に消費者行政のいろんな問題点として、各省庁のすき間に落ちる事案がある、漏れがある。そういうことに対して、漏れない対応を図るための新法を制定する必要があるということ。

あるいは各事故情報報告・公表制度。これは消費生活用製品安全法にある制度でございますが、これなども、今、対象が限られている。それから、食品表示については法律が幾つもある。消費者信用についても幾つもあるということで、こうしたものについて消費者の目線に立って、分野の横断的な体系化を図る必要があるということをおっしゃいます。

既存の法律を常時見直すとともに、被害者救済のための法的措置の検討も行うべきということをおっしゃいます。

5番目でございますが、政策全般に消費者の声を反映する仕組みということで、消費者政策委員会（仮称）の設置や地方から政策を提案する仕組みを構築すべきということをおっしゃいます。

エッセンスはここに尽きておりますが、そういうことで消費者・生活者一人ひとりの安全・安心を守るという考え方でございます。

具体的に、資料1-2ということで消費者行政推進基本計画が決定されております。99%、とり

まとめをほぼなぞったものになっております。政府の方での閣議決定でございますが、表現ぶりなど、若干丸めたり、整理したところがございますが、ほとんど同じものということで閣議決定をされております。

3 ページが「2. 新組織が満たすべき6原則」ということで、この6原則は大体、今のポイントと同じようなことが書いてございます。

それから、6 ページ以下で「3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置」ということでございます。

「(1) 一元的な相談窓口の設置」で、地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、だれもがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置づけて、全国ネットワークを構築する。これを構築した上で、これが意味のあるものにするために国と地方が協力をするとということでございます。

国民生活センターについては、ここの4 段落目、国民生活センターは、国の中核的实施機関として、消費者相談、相談員等を対象とした研修ということも書いてございますが、ここのところに国民生活センターもしっかりと位置づけられております。

「(2) 国、地方一体となった消費者行政の強化」でございまして、地方の強化充実の重要性を書かれております。

7 ページにまいりまして、霞が関に立派な新組織ができただけでは何の意味もないということが書いてございまして、第2 段落目、地方の消費者行政をこの1～2年の間に、飛躍的に充実させるために、思い切った取組みを行うということが書いてございます。

その下に、地域ごとの消費者行政は、自治事務である。ただし、消費生活センターを一元的な窓口と位置づけて、緊急時の対応等をお願いするということで、国の要請に基づくものなので、法律にも位置づけて、国は相当の財源確保に努めるということを書いております。この中身については、政府としても、まだ具体化していないということでございます。

8 ページ以下で、国の方の体制整備でございまして、消費者庁の設置ということで、内閣府の外局として置く。今、あるもので一番近いものは金融庁のイメージかと思われまして。

それで、消費者行政担当大臣を置くということ。

「(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能」。先ほど申し上げたようなことが書かれております。それから、司令塔のイメージが9 ページにございます。

9 ページの下が、新法の課題について、すき間事案等への対応をするということでございます。

10 ページで、新法には消費生活センターを位置づける。

それから、10 ページの下でございますが、個別作用法について、消費者に身近な問題を取り扱う法律は消費者庁が所管するということですから、各府省庁にある消費者に身近な問題を取り扱う法律を移管する、あるいは共管とするということでございます。

11 ページ、考え方は分野によって若干のメリハリをつけておりまして「表示」につきましては、消費者の「表示」に関する法律は消費者庁が所管することにしております。

「取引」につきましては、主として特商法を念頭に置いたことが前半に書いてございまして、それ

から、参入規制を持つ、いわゆる業法についてということで、業法的色彩のある、取引法でもあるものについての考え方などを書いてございます。

12 ページにまいりまして「安全」に関する法律については、重大事故情報報告・公表制度というものがございまして、これらに関する情報を一元的に集約・分析するということを書いてございます。

安全基準の設定については、各府省庁が消費者庁に協議するという考え方が書いてございます。

それから、13 ページの (vii) ですが、個別作用法の移管に伴って、執行等に必要な組織、定員、予算を消費者庁に移し替えるということを書いてございます。

14 ページ「5 . 消費者庁の体制の在り方」で「(1) 内部組織の在り方」、消費者庁の内部組織について書いてございまして、それから「(2) 消費者政策委員会 (仮称) の設置」が書かれてございます。

16 ページがスケジュールでございましてけれども、来年度から消費者庁を発足させるということで、法案、予算、機構・定員などの要求等の準備を進めるということで、臨時国会が開催されれば、関連の法案を提出するという方針が示されております。

17 ページ以降が「個別作用法の所管の内容の概要」でございまして。

「『表示』に関する法律」としては、景品表示法を消費者庁に移管する。J A S 法、食品衛生法、健康増進法は消費者庁に移管する。家庭用品品質表示法も企画立案、執行を移管するということが書かれております。

「『取引』に関する法律」については、消費者契約法、無限連鎖講防止法、特定商品預託法、電子消費者契約法、特定商取引法。基本的に、こういうものが消費者庁に移管することとしております。

18 ページで、貸金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法というものは基本的に共管ということでございます。

「『安全』に関する法律」で、消費生活用製品安全法につきましては、重大事故情報報告・公表制度を消費者庁に移管するというところでございまして、これに伴いまして、報告の届出先が内閣総理大臣といいますが、消費者庁になる。消費者庁の方で事故報告を受け付けて公表するという考え方でございます。

その下、もう少し一般的な「消費者や生活者が主役となる社会の構築、物価行政に関する法律」でございまして、いわゆる生活二法、物価統制令、消費者基本法、国民生活センター法、個人情報保護法、公益通報者保護法について消費者庁に移管。N P O については、望ましい所管の在り方について引き続き検討という形になっております。

こういう方針を政府として閣議決定いたしましたので、これを具体化する法案の準備を急ぐということになっております。

推進会議の方で、来年度に消費者庁を設立するという方針でございまして、通常のペースに比べ、はるかに早いペースで作業を進めなくてはならないものですから、皆様への御説明不足など、いろいろ出てくるかもしれませんが、いろいろ御疑問の点などがございましたら遠慮なく、いつで

もお問い合わせいただければ幸いです。

以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。

以上の説明につきまして、御質問がございましたら、どうぞ、お出してください。

よろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、次の議題の 2 . でございますが、平成 20 年度「消費者基本計画の検証・評価・監視」のとりまとめ案についての審議に移りたいと思います。

なお、検証・評価・監視につきましては、部会での御議論や各省庁等からのヒアリングを踏まえまして、私と事務局とで相談の上、案をとりまとめております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

川辺消費者企画課長 御説明いたします。資料として 2 - 1、2 - 2 ということで、資料 2 - 1 はいわゆる通常の本文に当たるものです。それから、資料 2 - 2 は「平成 20 年度『消費者基本計画の検証・評価・監視』(案) 個票」と書いてございまして、一つひとつの個別の施策につきまして、検証・評価・監視をしたものでございます。

まず、資料 2 - 2 の個別の検証・評価・監視の個票の方をごらんいただきたいんですが、1 ページめくりますと、目次がございます。

基本的には、消費者基本計画の中には大きく 3 つの方向性がございます。「消費者の安全・安心の確保」、「消費者の自立のための基盤整備」、それから、「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」、この 3 つが大きな、基本的な方向でございます。

その中で 9 つの重点が取り上げられておりますが、「1 . リコール制度の強化・拡充」「2 . リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」「3 . 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進」が消費者の安全・安心の確保の施策でございます。個票の 1 番から 11 番までの施策それぞれについて検証、それに対する評価、そして、20 年度以降、何をやっていくかという監視がまとめられております。

また「4 . 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」「5 . 消費者団体訴訟制度の導入」「6 . 学校や社会教育施設における消費者教育の推進」「7 . 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」、これが大きな方向性の、「消費者の自立のための基盤整備」。これにつきましても、12 番から 37 番まで個票がございます。それについても、まとめられております。

「8 . 消費者からの苦情相談の活用」「9 . 緊要な消費者トラブルへの対応」といったものが、緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応でございます。なお、「10 . その他」として、国民生活センターの見直しも付けさせていただきました。

昨年度、重要な取組み事項として挙げられたものにつきましては 1 番から 49 番でして、前回ヒアリングで集中的に御審議いただいたところでございます。

本文の方に戻っていただきまして、資料 2 - 1 でございます。検証・評価・監視については、この資料 2 - 1 と資料 2 - 2 を消費者政策部会として御審議いただきたいと思っております。

資料 2 - 1 でございますが、タイトルは「消費者基本計画の『検証・評価・監視』について(案)」

となっております。そこで、副題として「新たな消費者基本計画の策定に向けて」とさせていただいております。

趣旨を申し上げますと、先ほど内閣官房の方から御説明がございましたように、現在、消費者行政一元化に向けまして大きく体制が変わっているところでございます。また、計画も、この計画自体が5か年計画でございますが、ちょうど3年と少し経ったところでございます。このような状況を踏まえ、今回の検証・評価・監視につきましては、まず、今までの計画につきまして評価をし、更に新たな方向性を打ち出していくという考えで、この案をまとめさせていただいたところでございます。

それでは「1. 現行の消費者基本計画の経緯と評価」から御説明申し上げます。

「(1) 計画の経緯」でございます。読ませていただきますと「消費者を取り巻く経済社会情勢の大きな変化を踏まえ、消費者政策を抜本的に見直すため、平成16年6月に消費者保護基本法が改正され、消費者基本法が成立した。同法においては、『消費者の権利の尊重』と『消費者の自立支援』が基本理念とされ、国や地方自治体、事業者、消費者の責務等を定めている。さらに、基本理念を具体的に実現する手段として、消費者政策の中期的な指針となる消費者基本計画を定めることとなっている。これを受け、消費者政策会議（以下『会議』という。）が消費者基本計画（計画期間は平成17年度～平成21年度。以下『計画』という。）の案を作成し、平成17年4月に閣議決定された」となっております。

計画自体の経緯を説明したものでございますが、今から4年前に消費者基本法が成立いたしました。その中では、それを実現するツールとしまして消費者基本計画をつくることになっておりました。

消費者基本計画は、この国民生活審議会で御審議いただいた後、消費者政策会議 - 総理を会長といたします閣僚レベルの会議において案が作成され、閣議によって決定されました。

「(2) 計画の『検証・評価・監視』」でございますが「消費者基本法においては、会議が消費者政策の実施状況について検証・評価・監視を行うことになっている。さらに、計画においても、会議は、国民生活審議会の意見を聴いて、毎年、計画の進捗状況について検証・評価・監視を行うとともに、その結果に基づき、計画の必要な見直しを行うと定められている。

平成18年以降、毎年、国民生活審議会が担当省庁からのヒアリングを含めた審議を行った後、会議で検証・評価・監視を行っている。今回の検証・評価・監視は3回目となり、個別の施策については別添のとおり整理している。」

これは検証・評価・監視のプロセスについて説明したものでございまして、まず消費者基本法の中に会議自体が検証・評価・監視について行うことになっている。更に、消費者基本計画の中に検証・評価・監視を毎年フォローアップすることが定められておりますし、その場合には国民生活審議会の意見をいただく。そういうふうにご覧いただけます。それに基づきまして、今回を含めまして、これまで3回、検証・評価・監視をしていただいていたところでございます。それで、今年度の検証・評価・監視につきましては、先ほど御説明申し上げた、この個票の中で整理させていただいている次第でございます。

これまでが消費者基本計画の経緯及び検証・評価・監視についてでございますが「(3)計画の評価」とございまして、これまで3年間の計画の評価を簡潔にしたものでございます。「計画は、基本的な方向として 消費者の安全・安心の確保、 消費者の自立のための基盤整備、 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応、としており、9つの重点を定めている。過去3年間、政府は各施策を積極的に実施してきた。具体的な施策としては次のような例が挙げられる」としております。

1ページおめくりいただきますと、3つの大きな基本的な方向性につきまして、それぞれ代表的な施策例につきまして、例示として挙げさせていただいております。

「 消費者の安全・安心の確保」につきましては「自動車リコールに関する不正行為の再発防止対策として、情報収集体制の強化、集中的な監査及び技術的検証を実施」。これは、計画ができたところには自動車リコールの問題が大きかったと思いますが、それについてはかなり対応してまいりました。

それから「消費生活用製品安全法に基づく事故情報収集・公表制度を設立」。これは昨年度設立したもので、事業者から報告を受けると、原則1週間で公表する制度でございます。

「 消費者の自立のための基盤整備」で、幾つか挙げさせていただいておりますが、「特定商取引法及び割賦販売法を改正し、指定商品・指定役務の撤廃や訪問販売の規制強化等」は今年度の6月に法律が成立しております。

2番目は、いわゆる多重債務問題に対する対応でございますが、「貸金業法の改正を行うとともに、『多重債務問題改善プログラム』を決定し、相談窓口の整備・強化等の各施策を実施」とあります。「多重債務問題改善プログラム」につきましては、窓口の整備とか貸し付け、いわゆるセーフティーネット用の貸付資金の貸し出しとか、いわゆる経済教育の推進、更にやみ金の摘発・取り締まり強化といった対応をしております。

それから、消費者団体訴訟制度を消費者契約法に導入するとともに、更に、今年6月でございますが、景品表示法及び特定商取引法にも消費者団体訴訟制度を導入させていただいたところです。消費者団体訴訟制度につきましては、当部会及び国生審で御審議いただいたところでございます。

また「 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」につきまして、4点挙げさせていただいております。

まず「『悪質住宅リフォーム問題への対応』を決定し、悪質事業者の排除等の各施策を実施」。これにつきましても、消費者政策部会を中心に、この「悪質住宅リフォーム問題への対応」を御審議いただきまして、これに対応させていただきました。

同様に「架空請求・不当請求問題への対応」も決定いたしまして、携帯電話の犯罪利用及び預金口座の不正利用の防止等についても対応してきたところでございます。

また、昇降機及び遊戯施設の安全性の確保のため建築基準法施行規則の改正をしております。いわゆるエレベーターとかジェットコースターの問題に対して対応したものでございます。

また、次の「国民生活センターにおける裁判外紛争解決機能の創設」、いわゆるADR機能を創設したものでございますが、これにつきましても、消費者政策部会で御議論いただいたものを基に、

本年4月に法律が成立したものでございます。

一応、今、申し上げたような成果がございますので、「計画の進捗状況をみると上記のような施策が実施されており、これまでの検証・評価・監視によって計画の実効性が確保されるなど、相応の成果を上げてきたと評価することができる」とさせていただいております。これが今までの計画の3年間の簡潔な評価でございます。

「2. 新たな消費者基本計画の策定に向けて」とございます。今までに計画はそれなりに相応の成果を上げてきたというふうに私どもは考えておりますけれども、まさにそこに書いてございますように「昨今の消費者の不安と不信を招いた個々の事件に鑑み、政府全体の対応力の向上を目指す必要があり、『安全安心な市場』『良質な市場』の実現こそが新たな公共的な目標として位置づけられるべき状況にある」と認識しております。

「こうした認識の下、消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）において、『消費者を主役とする政府の舵取り役』としての消費者庁（仮称）の設置が定められ、各省庁縦割りになっている消費者行政を一元的に推進することとされた」。先ほど内閣官房の方から説明がありましたように、先週の金曜日に閣議決定されたということでございます。

このようなことを踏まえ、以上のことから、計画期間の途中ではあるが、消費者庁の設置後できるだけ早急に、消費者行政全体の枠組みの見直し等を踏まえ、新たな消費者基本計画を策定することが必要である。その際、現在の検証・評価・監視のあり方についても検討する必要がある」とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の説明につきまして、どうぞ、御意見・御質問がございましたらお出しください。水巻委員、どうぞ。

水巻委員 2ページ目の「相応の成果を上げてきたと評価することができる」という起草になったわけですが、我々はそれを客観的に、どういうふうに評価すればいいんでしょうか。その辺のデータを何か用意なさっているんでしょうか。

川辺消費者企画課長 必ずしも全部に客観的なデータがあるわけではありませんが、例えば、これは客観的なデータと申し上げられるかはわかりませんが、自動車リコールですと、資料2-2の2ページ目に個票データがございまして、評価のところ、例えば「平成19年度のリコール届出件数は310件、対象台数は427万台となっている」となっています。これが客観的なデータかと申し上げますと、先生としては御不満があるかもしれませんが、一応、個別の施策につきまして、評価及び検証のところ、それなりのデータは載っていると思います。

ただ、ここに書いてあるもの全部が必ずしもあるわけではございません。例えば、国民生活センターのADRはまだつくられたばかりです。データというものは特にございません。こういうような状況になっております。

松本部会長 沢田委員、どうぞ。

沢田委員 今のお話とも共通する話かもしれませんが、これまでのところはいいとして、これが

ら新たに基本計画をまた策定されるということでございますので、もし可能であれば御検討いただきたい点が1点ございます。

基本計画は、何かの施策を打つことが目的なのではなくて、その結果、達成したいことがあるわけなので、必ずしも定量的なものでなくてもいいとは思いますが、何を達成したいのか、目標は何なのか。政策評価一般とも共通する話と思いますが、それを設定していただくことが必要だと思います。

目標を達成するにあたり、勿論、国なり政府の役割は非常に大きいわけですが、それだけではないだろう。そのほかのプレーヤー、民間企業であったり、消費者側であったり、学校とか、いろんなプレーヤーがいて、それぞれ役割を果たした結果、目標が達成されたかが初めて検証できるので、計画自体に国の役割が何で、国以外のところの役割は何でということを書いていただく方がいいのかもしれないと思った次第です。

例えば迷惑メール対策におきましては、法律が数年前にできた結果によって現在、迷惑メールが減少したのではなくて、残念ながら増えてしまいましたけれども、多少、増えないでとどまっていたところがあるとすれば、それはインターネットサービスプロバイダーなど民間の技術的な措置によるものが大きいわけですから。そういったことも総合的に見ない限り、達成したい目標や実現したい世の中が見えてこないのではないかと思います。

以上です。

松本部会長 品川委員、どうぞ。

品川委員 全体の文脈として、消費者基本法に基づいて消費者基本計画という5か年の計画の仕組みがスタートして3年で、当初、設定をした、例えば特商法の見直しとか、団体訴訟制度を導入し、それを特商法や景表法に広げていくということが、計画に沿って進行してきたのも確かに事実だと思うのです。同時に、例えば5か年計画そのものが初年度、2年目には具体的にやるのがたくさん列記してあるけれども、3年目以降については余り想定ができないから、計画自体も具体的なものが書けないという計画からスタートした。あるいは5か年計画について、毎年、第1四半期が終わったころになって前の年の検証・評価ができて、次年度への監視が今の時点で見られるみたいなタイミングでの検証・評価・監視になっている。

そのために、各省庁の施策に対して、この場で意見をまとめてみても、年度の途中、遅すぎるがゆえに当年度の各省庁の事業計画にはほとんど影響を及ぼすことができないということがあって、その点では、基本計画の検証・評価・監視を1年ごとで回していく仕組み自体を見直さないと、新しい行政組織の下で、先ほども御報告があったように、各省庁の取組みを強力に指導するなり、司令塔としての役割を果たすということからすると、今の基本計画の運用のサイクルではとても対応できないことがあるだろう。

もう一点言いますと、実際にこの消費者政策部会でも、今年で3年、検証・評価の論議をしてきましたが、実際には、ここの場に各省庁の担当の方が直接出て見解の御説明をされたのが1年目にとどまって、2年目以降は各省庁の方がここの場にお出になることがない運用になっていた。そんな意味では、直接、各省庁に対して物を言う仕掛けが、この消費者政策部会というような場は、あ

りませんでしたから、役割を果たす素材としての基本計画にはとてもなり切れないというような経過があったらう。

そんなことでは、新たな消費者基本計画の策定が必要であり、その場合に、今、申しましたような基本計画の枠組みなり、あるいは運用の仕方なり、それについて、この3年間の経験から、もう少しははっきり踏み込んで物を言って、今年のこの件については区切りとする。そんなことが必要ではないかと思います。

松本部部长　ほかに御意見はございませんか。

以上、2点についていかがですか。

川辺消費者企画課長　沢田委員と品川委員からの御意見でございますけれども、おっしゃることはもっともなことでございます。ここにも書いてございますけれども、今、うかがった御議論等は、議事録に残りまして、前回、前々回も御意見をいただいておりますので、そういったことも踏まえ、そこに書いてございますが、「現在の検証・評価の在り方についても検討する必要がある。」ということで、今、うかがった御意見につきましては、策定をする際に十分に反映されていくものと考えております。

松本部部长　恐らく、基本計画に何を盛り込むかという段階が一番重要になってくるだろうと思いますが、その点については消費者庁の中にできるであろうというふうに記載されている消費者政策委員会、国民の声、消費者の声を直接反映させるという委員会がどれぐらいの権能を持って、基本計画づくりとか、その他をやれるのかということに遡元されてくる課題ではないかと思われる。

なかなか、現段階でこの種の報告書をまとめるのは、過渡期ということもあって難しい状況であります。文言もかなりピックアップした文言にならざるを得ないところがございますが、そういう状況があるんだということで、こういう感じのまとめで御了解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

品川委員、どうぞ

品川委員　部部长がおっしゃるような事情にあることは私もよく承知はしておりますが、それにしても、消費者基本法以来、消費者基本計画の運用を、初めて3年間やってきた上で、今後、更に引き継いでいくとすればということで、この3年間の中で、今後に向けて改善する必要がある点が、言わば申し送り事項として、検討する際にはこういうことが必要だということぐらいまで書き込むことはできないのでしょうかと思います。

松本部部长　可能だと思いますから、もし、ここでコンセンサスが取れるような具体的な御提案がございましたらお出しいただきたいと思います。その在り方を検討する際に、特にこの点について留意しつつという感じで並べることは可能だと思いますので。

やはり、先ほど品川委員のおっしゃった1年単位だとどうも間に合わなくて、その次の、つまり、間を1年空けたその次にこういうことをやってくれという感じの要望なり評価なりは出せるけれども、現在やっている部分については予算要求等も終わっていてといいますか、新しい年度に入っていて難しいのではないかとということもございました。そこを何とかできればいいわけですが、そ

れでは、どうすれば可能になってくるのか。

どうぞ。

堀田大臣官房審議官 消費者庁が発足した後、先ほど部会長からもお話がございましたように、消費者政策委員会というものがつくられて、そこで司令塔の役割を果たしながら、こういった計画の評価・監視などもやっていただくことになるかと思うんですが、一体、その消費者政策委員会なるものがどういった組織になりそうなのか、今の段階でまだ本当によくわからない状況で、品川先生がおっしゃったことをやろうとすると、恐らく年に最低2回のプロセスを、この検証・評価・監視のプロセスの中に入れないと難しいのかなという印象を受けました。

そういったことを、全体でどういった課題をこれから消費者政策委員会が扱うかにもよるかと思えますけれども、先ほどの基本計画の説明にもあったように、かなりいろんな作業がこれから予想される中で、余り今の段階で明確にこれをやりなさいという縛りをつけるのはどうかなという印象を正直持っております。

松本部会長 1つ考えられるアイデアとしては、消費者政策委員会の下に評価専門委員会といったものを置いて、そこが常設的に毎月何回か会議をやるという感じでやっていけば、年に1回集まって何かというよりは、もう少しコンスタントに問題提起ができることになるだろうと思われませんが、そういう専門調査会をつくれるかどうかですね。

齋藤（憲）委員、どうぞ。

齋藤（憲）委員 今、これを見ていて思い付いたんですけれども、品川委員の言われることもわからないでもありません。私も前回、これだけのボリュームのものについてコメントをし出しますと、希望もしておったわけですけれども、頻繁に指名があって、どこを見ているのか、それだけを追うだけでも結構大変だったということがあるので、私は基本的にはこういうものもいいツールだと思っていますので、是非、継続していただきたいと思っています。

その際、現在のこの検証・評価・監視の在り方について、その時期、頻度、それから、客観性の確保の在り方とかを含めて検討する必要があるかというふうになれば、少しは具体性が出るのではないかと思います。

松本部会長 今、おっしゃったような感じを最後の3ページ目の部分に少し加えてみたらどうかという御意見ですね。

齋藤（憲）委員 はい。

松本部会長 今の齋藤（憲）委員の御提案で、少し検討すべき事柄を幾つか列挙してみるという御意見ですが、いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

吉岡委員 消費者行政が抜本的に転換される時期が来ているんだろうと思うんです。ですから、結論から先に言うと、原案どおりでいいのではないかという意見なんです。

ただ、従前、調整機能しかなかった形が、これから強力な権限を持った消費者行政が推進していくという、消費者庁そのものがどう動くのかということと、その隣にいるというのか、それを監視するというのか、支えるというのか、検討委員会が、むしろ、これまでのこういう国生審のよう

な機能ではなく、もう少し違った、むしろ消費者庁そのものを監視していくような機能を持つようなことを期待される部分もありますので、そうすると、これまで、この国生審で議論してきた議論の仕方と違った議論がこれからなされていかなければいけないのではないかとということもあるので、とりあえずはこういう事情変更がある中で申し送るとすれば、このぐらいの表現が一番穏当なのではないかと思えます。

松本部会長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

品川委員、どうぞ。

品川委員 いずれにしても、消費者参加も含めた消費者政策委員会なり何なり、何らかの関係者の集まりの場が持たれて、各省庁が行う消費者行政に対してきちんと強力を言うという仕掛けをつくろうとおっしゃっているわけですから、それは是非、意味のあるものとしてつくっていただくことが必要だと思えます。

その際、消費者基本法に基づいて、必ずしも強力な位置づけのない消費者基本計画という運行をしてきたわけですから、新たに抜本的な強化を図るものをつくるのであれば、力を発揮できるような枠組みにさせていただくためにはこんなことが必要ではないかということについて、申し送りをした方がいいとは思えます。

そういう点では、そんなに踏み込んで具体的なことを言うのは無理だとしても、先ほど齋藤(憲)委員も言われましたが、5か年計画の枠組みそのものについてどうなのかとか、それから、検証・評価・監視のタイミングがどうかとか、関係者の参加の仕組みについて現実的なものとして検討する必要があるとか、そういう幾つかの点について文章にして、今年度の検証・評価・監視については一区切りということが必要ではないかと思えます。

松本部会長 今後どうなるかわからないところがありますが、齋藤(憲)委員の指摘された時期とか、頻度とか、客観性の指標を出せば出した方がいいというのはかなり普遍的なことだろうと思えますので、それぐらい、ここに挙げたとしても、特に今後の新しい消費者政策委員会で行われるであろうことについて、余分な束縛になることはないだろうと思えますから、そのような感じで少し補筆をさせていただきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。5年計画は長過ぎるから3年ぐらいがいいのではないかとかもあるかもしれないですし、あるいはこの消費者行政推進基本計画と消費者基本計画はどこが違うんだというのも出てくるかもしれません。この基本計画の中に幾つか、今後やるべきことが入っているわけで、例えば消費生活用製品安全法のみにか今のところ実現されていない事故情報の報告・公表制度をもう少し横に広げて、すべての製品やその他施設等にも広げましょうということが消費者行政推進基本計画に書かれているわけです。

当然、それは今後の消費者基本計画の中にももう少し具体的に書かれるべきことになるのではないかと思いますし、それ以外にも新しいこういう法律をつくったらどうかということがここに書かれているわけで、消費者行政推進基本計画の内容を更に具体化する消費者基本計画ということで実現していただきたいと思うわけですが、それをここに、今回の消費者政策部会の一種の総括の中に書くのは少し権限を越えたことになるのかもしれないので、よろしいでしょうか。

それでは、後でまた自由な御議論をいただく時間が取れると思いますので、次の3番目の議題に移りたいと思います。「3. 消費者安全に関する検討委員会について」です。事務局より御説明をお願いいたします。

原嶋消費者安全課長 それでは、御説明申し上げたいと思います。資料3をごらんいただければと思います。「『消費者安全に関する検討委員会』について」でございます。

「1. 背景」でございます。近年、消費者の安全を脅かすいろんな事故等が多発しているということございまして、これはさまざまところで指摘されているところでございますが、そのために消費者の安全・安心を確保するための施策を迅速に実施することが課題になっているということがございます。

そうした中で、昨年、国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保策について」、あるいは同年の消費者政策会議の決定で、その点を強化すべきということがうたわれてございます。更に、福田内閣が発足以降「生活安心プロジェクト」における12月の「緊急に講じる具体的な施策」、あるいはこの春に出ました「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)」の中で、同じように消費者の安全・安心に関わるさまざまな事項が提言されているところがございます。また、先ほど来、いろいろ御議論いただいていますように、消費者庁の新設に向けて、消費者行政推進会議で所要の検討が行われ、つい最近ですけれども、閣議決定されたところがございます。

そういうことで、抜本的に、来年度以降、消費者庁の発足ということで消費者行政が変わるわけでございますが、その間、消費者安全について、今の段階でもできることはやっていくということが必要な状況にあるのではないかと考えてございます。そうしたものにつきまして、消費者の安全というものは非常に専門的な知識が要るものですので、そういう専門的な知識を持って調査審議する体制を、消費者庁を待たずとも設置して、今の体制でできることをやっていこうということでさせていただければどうかということでございます。

そういうためにですけれども「2. 委員会の設置」ございまして、この国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者安全に関する検討委員会」を設置させていただければと考えてございます。

「3. 審議事項等」につきましては、先ほど申し上げました、いろいろな国民生活審議会の御意見とか、緊急に講じる具体的な施策等で述べられていたものでございます。

まず「事故情報を一元的に収集するためのシステムの構築」。これが求められておったわけですが、こういうものはどういうものであるべきかについて御検討いただければどうかと考えてございます。

また「自主リコールの促進のための取組みの強化」。これは従来から指摘されておりましたが、自主リコールの分野横断的な指針について策定していただければと考えてございます。

3つ目の「重大な消費者の事故に際し政府のなすべき事項について横断的、客観的に調査審議する仕組み」でございますが、これは従来、重篤事故あるいは重大事故等オンブズマン制度という形でそういうものをつくってはどうかという御指摘を受けていたものでございますが、そういうものについてどういう仕組みが必要なのか、御検討いただければと考えてございます。

また「その他消費者の安全・安心に関する重要事項」。今後、いろいろ出てくるかと思いの

で、それにつきましても御審議いただければと考えてございます。

委員の方々は、消費者政策部会の方のほかにも、学識経験者、消費者団体関係者、事業者団体関係者、マスコミ関係者などから20名程度で構成していただければと考えてございます。

スケジュールといたしましては、本日、設置することを決定していただければですが、その他、いろいろ事務手続等を経まして、9月ごろまでには第1回の会合を開き、その後、各審議事項につきまして、消費者庁設置までの間、いろいろ御審議・御提言等をいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの「消費者安全に関する検討委員会」設置についての御説明につきまして、どなたかございませんか。

藏本委員、どうぞ。

藏本委員 基本的に、今の説明で賛成いたします。

審議事項において質問なんですけれども、これは自動車とか住宅安全といったものまで視野に入れて審議をするのでしょうか。いかがでしょうか。

原嶋消費者安全課長 まだ、どの範囲まで審議するかということは、必ずしも今の段階でどれを排除するということは想定しておりませんが、一般的には食品、製品、施設というものをできるだけ幅広く検討していきたいとは考えてございます。ただ、具体的にこれが入るとか何とかということは、今の段階ではまだはっきりしたことは申し上げられないかなと考えてございます。

藏本委員 わかりました。

松本部会長 小林委員、どうぞ。

小林委員 具体的な審議事項の3点目で「重大な消費者の事故に際し政府のなすべき事項について横断的、客観的に調査審議する仕組み」というところなんですけれども、特に、この「横断的」というところは、まだ消費者庁がこういった形になるのかわからない段階で横断的に調査審議する仕組みというのは、具体的にはどのようなイメージを持ってこれを書かれていらっしゃるのか、御説明ください。

原嶋消費者安全課長 横断的といいますのは、よく言われていますように、日本の行政組織が縦割になっているということがありまして、複数の省庁等にまたがるような事案も多くあるわけですが、そういうものについても調査審議するような仕組みを考えていただければという趣旨で書かせていただきました。

松本部会長 ここは恐らく、担当省庁がかなりはっきりしていて、そこが既に取り組んでいるものについて重ねてということよりは、先ほど出ていましたすき間とか重複という部分について、ほかきちんとしていない状況下において、ここは取り上げるとか、あるいはほかの官庁で、一応、検討はされたんだけど、それを事後的に検証するとか、そういうような観点になるのではないかと思います。

水巻委員、どうぞ。

水巻委員 名称の件なんですけれども、私、いつも省庁の検討委員会というものの結果を見たときに、検討はよくなさっているんですけれども、余り革新的な検討がないような気がするんです。ですから、例えば「検証・推進委員会」とか、せっかく新しい庁ができて、それに向かって一生懸命取り組んでいくという意気込みが感じられるような委員会の名称にした方が国民受けするのではないかと思うんです。これは私見です。

原嶋消費者安全課長 委員会の名前等につきましては、実は行政側が柔軟でないという御指摘がもしもありませんけれども、こういう部会の下に設ける委員会につきましては、基本的に検討委員会のような名前にしてほしいという、これは総務省、行政組織の関係からそういう御意見等がございました関係もありまして、今回は検討委員会という形でさせていただいているところでございますので、基本的には検討委員会ということで御了承いただければありがたいかなと考えてございます。

松本部会長 では、齋藤委員。

齋藤（憲）委員 ここも書きぶりだけのことですけれども、本委員会では以下のとおり、消費者の安全に係る重要事項について審議するとありまして、最後の のところに、その他消費者の安全・安心に関する重要事項とありまして、ここは安心・安全となっていますので、これは平仄を合わせた方がいいのではないかと思います。

原嶋消費者安全課長 確かに御指摘のとおりでございます。その辺は至らなかったかと思しますので、本委員会では以下のとおり、消費者の安全・安心に係る重要事項について審議するという形にさせていただきたいと思えます。

松本部会長 品川委員。

品川委員 御説明の冒頭が消費者庁問題があるが、それ以前にもいろいろ安全に関わる問題は起こり得るので、それに対するシフトを準備していくと最初は伺ったのですが、そうだとすると、かなり具体的な問題ですね。

例えばどういう事故が発生したとか具体的な問題があって、それに対して緊急に、横断的に対応する必要があるということで準備をしようというのであれば、そこは理解できにくいのですが、現実の審議事項はむしろ個別事項に対応するということよりも、横断的なシステムを構築するとか、あるいは横断的な検討をする仕組みをつくるとか、個別事項に対応するということよりも、各省にまたがることについて、横断的な総合的な施策を検討するように、審議事項については見える。

だとすれば、それこそ新しい行政組織の形が決まって、その下での検討に委ねたらいいのではないか。それ以前に個別事項に対する準備ということであれば、むしろそういうものとして準備をされる方がいいのではないかという気がするのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

原嶋消費者安全課長 確かにこの審議事項は簡略化した箇条書きで書かれておりますので、その辺ははっきり明確になっていないかもしれませんが。個別具体的な点につきましても、この検討委員会の場で、こういうふうにやっていってはどうかという方向性が出てきましたら、消費者庁ができるということもございますので、その関係省庁とも御相談の上、個別具体的な問題についても取り組むということの特段排除するものではございません。

どういう仕組みかをまず考えていただきまして、それによって必要であれば、この検討委員会に

において、それを実行していくということも考えとしては含まれているということかと思えます。

吉岡委員 要するに、何を獲得するのかということが見えないのではないかと質問だろうと思うんです。例えば消費者庁ができるまでの短期間の中で準備をしておきたいというのであれば、安全に関する部分ではなくても、取引に関する部分とか表示に関する検討委員会とかをなぜつからないのかということにもなるでしょう。

その中で、なぜ安全に関する検討委員会だけを早くに準備しなければいけないのか。これをつくって何を獲得したいのかということです。検討することは結構なので、もし検討するのであれば、取引委員会と表示委員会と3つくらい委員会をつくって、なぜやらないのかということにもなるんだけれども、その辺は要するにこの安全に関する部分だけを取り上げたというのは、どういう意味を持つのかという質問なんです。

原嶋消費者安全課長 確かに表示にかかる部分、あるいは取引にかかる部分等もございしますが、これは本来であればそういうものにつきましても、同じような体制をつくるということは必要なかもしれませんが、何分、消費者庁への移行ということもございしますので、すべてのリソースをこちらの方に割くこともできませんので、とりあえずその中で安全について、こういう検討委員会をつくらせていただくということかと思えます。

なぜ安全かということですが、これは別に表示とか取引とかが緊急性を要しないというわけではございませんけれども、安全の場合には人の生命、身体に関わることも起こり得るものでございしますので、そういうことはないということを心から祈ってございしますが、万が一そういうことが起こり得ないということでもございせんので、そういう意味でいうと、ほかのものより早く検討して、必要に応じて、そういう体制をつくっておくということは、重要なのではないかと考えているところでございます。

西国民生活局長 補足をさせていただきます。これは背景のところにも書いてございすけれども、実は昨年からの安全・安心の確保策についてとか、緊急に講ずる具体的な施策、実はこの中で安全問題を取り上げて、国民生活審議会でもオンブズマン制度を仮称と言っておりましたけれども、そういう制度を設けるべきではないかという提言をいただいた経緯がございす。

実はそれを受けて、特にその後、ギョウザ問題とかです。この問題については、本来的には厚生労働省だと思われるんですが、基本的には内閣府、警察庁、外務省です。そのほか農水省とか、省庁を横断的に対応してきたという経緯もございまして、そうした安全・安心問題については、これまでも確かにこんにやくゼリーの問題とか横断的な対応が必要という事件が頻発して起きている。

これについては早急に、要するに政府だけではなくて、第三者的な委員会でチェックをするような体制をつくらうという発想で、これを消費者庁の設置に先駆けて設置しようとしたわけでございます。

そして設置するのであれば、そのほかにもリコールの問題とか事故情報の集約化の問題といったものについても議論をしてもらおうではないか。そういう趣旨で設置をしようとしたものでございまして、品川委員がおっしゃるとおり、基本的には個別の問題をねらいながらも、横断的な課題も

審議をしていただくという形で設けるとい趣旨でございます。

松本部会長 取引とか表示についてはなぜつからないのかということとの関係では、恐らく基本計画の17~18ページに個別作用法の所管がどういうふうに消費者庁に移管されるかという一覧が載っていますが、安全に関する部分が一番実質的な変化が少ない部分で、事故情報の公表、報告制度を消費者庁が担当することくらいが大きな変化だという感じですから、そういう意味では安全分野は従来とそんなに大きく変わらないところで、必要な議論をしていかないとということがあるのではないかと。

取引や表示は消費者庁の方にかなりの権限が移ってくるということから、そこでどういうことを行うのかという議論をきちんとやる必要がある。こういう違いがあるのではないかととも思われます。

吉岡委員 そういうことであればよくわかりましたし、是非積極的にやっていただきたいと思うんですが、例えば私が関心を持っている住宅問題などについては、現場で監視するのが一番なんですけれども、なかなかそういうシステムがつかれないとすれば、安全査察官みたいなものを用意して、抜き打ち的に現場にまさにオンブズマンなりGメンなりというような形で、一罰百戒のような形で、いつ現場に踏み込みかわからないよという抑止力、抑止効果をねらうような仕組みをつくっていったらどうだろうか。

最終的には現場できちんとチェックをするような組織も必要なんですけれども、とりあえずはそういうようなことで、住宅の安全、建材なども今は偽装されていますけれども、ある日突然、建材偽装している現場に踏み込む様子とか例の紙の偽装ですね。

そういうところも踏み込む査察官みたいのがいるよという抑止効果によってみんなまじめにやっていくようなことにもなるので、そういうようなものをつくらうということを検討する委員会だというようなことになってくると、非常にわくわくしてくるわけなんですけれども、そういうようなことも参考までに述べておきたいと思います。

松本部会長 どうぞ。

佐野委員 今、吉岡委員がおっしゃったことなどは、まさに新しい消費者庁ができた後にきちんと考えていただきたいと思います。表示、契約、安全も本来でしたら、すべて新しい消費者庁ができ、いろんな法律や新しいメンバーがととのった時点で検討すべきだと、私は考えています。御説明にあったように、今、事件や事故が起きたときにどうしようかという、そのためだけと言ったら変ですが、私は考えていきたいと思っています。

消費者主役の消費者庁ができるに当たって、今から準備をするというのは賛成ではないんです。

ですけれども、おっしゃるように事故が起きたらどうするのかという、その1点だけにおいてこの検討会を進めるのであれば賛成です。それ以上踏み込むような形でしたら、私は余り賛成できないと思います。

松本部会長 ほかに御意見はございませんか。水巻委員、どうぞ。

水巻委員 私は今の意見に反対なんです。今日は6月30日です。来年度までにかかなりの期間があります。当然、福田内閣が続くと期待はしていますけれども、政治という問題はどうかかわらないです。

そうしますと、今からある程度、その委員会でそれに向けての動きをしていないと、継続、持続性から行くともたないのではないかと思うんです。そういう意味では、今の意見は私は余り好ましくないのではないかと考えています。

松本部部长 恐らく違う意見を言うておられるようだけれども、心は同じだと思うんです。よりよい制度をつくっていきたいという点では共通していると思いますので、この既存の国民生活審議会で議論するよりは、消費者庁が発足した方がうんと変わって、全く違う視点で議論ができて、それが実現するというのであれば、そこまで待った方がいいかもしれないですが、そんなにならと大きく変わるということでもないかもしれないわけで、現在のこのメンバーでも十分議論ができる部分もあるだろうと思われまして、消費者庁設置の精神と反するような内容のことをここで議論をして、消費者庁にブレーキをかけるということは許されないにしても、基本的に同じ方向を進んでいる議論であれば、余りマイナスになるということはないのではないかと考えられます。

佐野委員のおっしゃっているような、今、議論をすると小さくなってしまってよくないという危惧もあり得るかもしれませんが、そうならないようにこの委員会に入った方で十分な議論をしていただくということであれば、余り危惧されることはないのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

ただ、半年間でかなり大きな話を果たして全部やれるのかということもあると思いますから、この中から幾つかきちんと議論をしていただくということぐらいしかできないかもしれないです。よろしいでしょうか。

それでは、消費者庁の発足の精神に反するようなことはやらないと。これは当たり前ですけれども、そういうことで御了解いただきたいと思います。具体的な委員の人選につきましては、部部长である私の方に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

品川委員 部部长がおまとめになった趣旨で私も賛成ですが、そうであるとすれば、安全の問題はそれぞれ生活用品にしても、食品にしても、機器にしても、技術的な問題と絡む面が非常に大きいわけです。

そういう点で言うと、ここの委員会の場には是非該当する各省庁を関係する、食品安全で言えば厚労省なり農水省なり食品安全委員会等々、関係省庁の方が直接おいでいただいて、直接説明が聞けるような運営を是非目指していただきたいと思います。

松本部部长 そのようにしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

松本部部长 それでは、これで御了解いただいたということにいたします。

これで本日の3つの議題は一通り終わったわけですが、以上、全体をまとめてでもいいですし、それ以外のことについてでも結構ですが、特にご発言がございましたら、お出しください。特に御発言はございませんか。

それでは、予定していた時間より、かなり早い時間でございますけれども、これで本日の議事は一通り終了いたしました。

では、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

川辺消費者企画課長 次回の消費者政策部会につきましては、日程等が決まり次第、追って事務局より連絡をさせていただきます。

松本部会長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。